

守山市地域公共交通計画の策定について

1 策定の経緯

本市の地域公共交通は「守山市地域公共交通網形成方針」に基づき施策を推進しています。

策定	計画	計画期間
平成 26 年 2 月	守山市地域公共交通総合連携計画	平成 26 年度～令和 5 年度
令和 2 年 3 月	守山市地域公共交通網形成方針	令和 2 年度～令和 6 年度

国において令和 2 年 11 月 27 日「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）」が改正されたことにより、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画「地域公共交通計画」を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら、公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するよう位置づけられました。

改正に伴い、地域公共交通確保維持事業活用のための補助要件として、地域公共交通計画の作成および、計画における補助系統の位置づけが必要となりました。

※令和 6 年度から国の補助制度は、法定協議会（守山市地域公共交通活性化協議会）に対して行われます。

2 地域公共交通計画の策定内容

(1) 補助制度との連動で必要な記載事項

地域公共交通計画は、活性化再生法第 5 条第 2 項に定められた記載事項を満たす必要があり、現計画の「守山市地域公共交通網形成方針」は概ね当記載事項を満たしており、地域公共交通計画としてみなされるものですが、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項に規定された事項を記載し、補助制度と連動させる必要があります。

活性化再生法第 5 条第 2 項に基づく記載事項
①地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する <u>基本的な方針</u>
②地域公共交通計画の <u>区域</u>
③地域公共交通計画の <u>目標</u>
④ <u>目標を達成するために行う事業及びその実施主体</u> に関する事項
⑤地域公共交通計画の <u>達成状況の評価</u> に関する事項
⑥計画期間
⑦そのほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項に基づく記載事項
①地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における <u>位置付け・役割</u>
②地域公共交通確保維持事業の <u>必要性</u>
③地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る <u>事業及び実施主体の概要</u>
④地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の <u>定量的な目標・効果及びその評価手法</u>

(2) 改定内容

今回の法改正に伴い、新たに地域公共交通計画の策定が必要となりましたが、現計画の計画期間の途中であることや、現計画においても地域公共交通計画の要件を概ね満たしていることなどから、現計画の内容を引き継ぐなかで、法改正への対応、経年的な変更や更なる施策の検討等を行い、令和6年度からの5か年計画を策定します。

また、現計画の市民アンケート結果を活用するなか、市民や利用者の声を聞く機会として市民懇談会の実施を検討しています。

3 策定スケジュール

今年度においては、地域公共交通の状況などを整理するとともに、地域の声を聞く市民懇談会を実施し、守山市地域公共交通活性化協議会でのご協議をいただく中、令和5年度末の計画策定を目指します。

(予定)

令和4年 11月	協議会（守山市地域公共交通計画策定について）
令和5年 3月	市民懇談会
	協議会（計画策定業務の契約方法について）
6月	協議会（市民懇談会の結果、計画策定状況について）
11月	協議会（素案について）
令和6年 1月	パブリックコメント実施
2月	協議会（パブリックコメントの結果について）
3月	計画策定